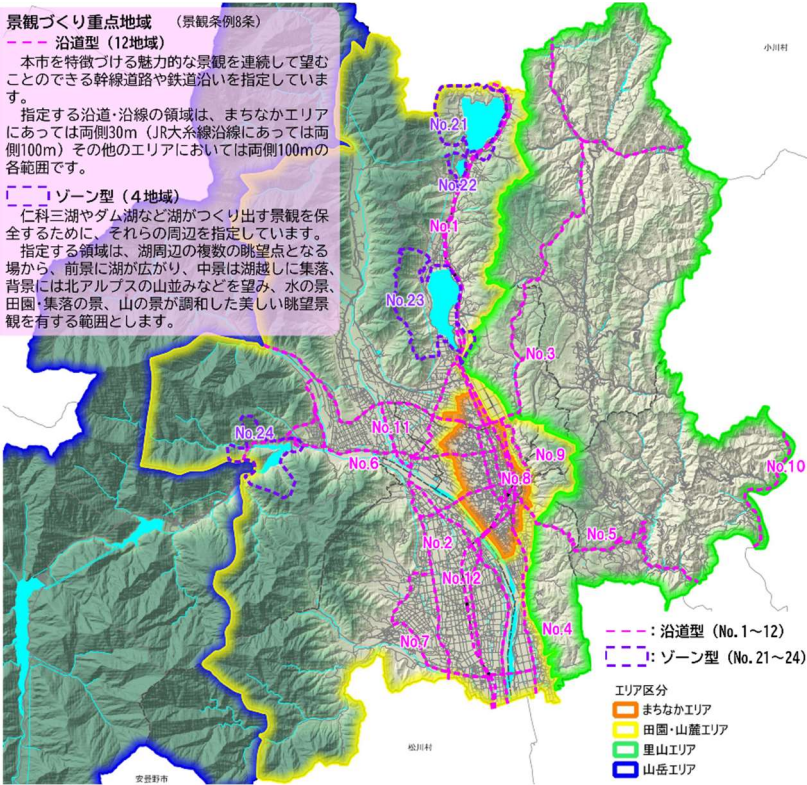


届出が必要な区域及び景観づくり重点地域

大町市全域を景観計画区域とし、4つのエリアに区分した中で、山岳エリアを除いた3つのエリアが届出の対象となるエリアです。

3つのエリアの中でも、とくに良好な景観が一定区間連続して望める道路・鉄道沿いの区域（沿道型）及び一定の場所からとくに良好な景観を見渡すことができる区域（ゾーン型）を景観づくり重点地域として定め、一般地域とは異なる届出対象行為の基準、景観づくりの基準を定めています。



届出対象行為

まちなかエリア、田園・山麓エリア、里山エリア内で下記表の届出対象行為を行う場合、景観法に基づく届出が必要となります。

行為の種類		一般地域	景観づくり重点地域
(1) 建築物	①新築、増築、改築、移転	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は床面積20㎡を超えるもの
	②外観の変更（修繕、模様替え、色彩の変更）	変更面積400㎡を超えるもの	変更面積25㎡を超えるもの
(2) 工作物	①プラント類、自動車庫（建築物にならない機械式駐車装置等）、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築、移転、外観の変更	高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は築造面積20㎡を超えるもの
	②電気供給施設・通信施設等（電柱、鉄塔、アンテナ等）の建設等	高さ20mを超えるもの又は築造面積の合計が1,000㎡を超えるもの	高さ8mを超えるもの又は築造面積20㎡を超えるもの
	③太陽光等発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの）の建設等	太陽電池モジュール面積の合計が1,000㎡を超えるもの	太陽電池モジュール面積の合計が20㎡を超えるもの
	④上記①～③以外の工作物の建設等	高さ13mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
(3) 行為に特定外観意匠のあるもの		表示面積が25㎡を超えるもの	表示面積が3㎡を超えるもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質変更、法面・擁壁の設置		面積3,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ3mを超え、かつ、長さ30mを超えるもの	面積300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の集積又は貯蔵		堆積の高さ3mを超えるもの又は面積1,000㎡を超えるもの	堆積の高さ3mを超えるもの又は面積100㎡を超えるもの

景観重要眺望点

計画で定める範囲内かつ一定の規模を超える場合又は視認できる位置にある場合、景観予想図の追加提出が必要となります。

景観重要眺望点の指定箇所一覧

①鷹狩山	⑧宮本橋
②大町公園・山岳博物館	⑨水車小屋付近
③小熊山	⑩藤観音堂上
④旭町跨線橋	⑪相川展望台
⑤三日町トンネル	⑫やまなみ山荘（山村留学センター）
⑥大原クランク	⑬農具川河川公園
⑦観音橋	⑭源汲橋

景観重要眺望点の指定箇所

